

# 戦後日本で隠微に続く植民地主義的な朝鮮人差別 標的となってきた総連系

キヨル・チョン (The 4th Media 編集長)

朝鮮人や中国人は戦前の日本の行為をまだ根に持ち続けている。いい加減にしると言いたい。1980年代の後半、日本が空前のバブル景気に酔っていた時、いささか酩酊していた日本の大手商社の役員は露骨に本音を吐いた。あれから四半世紀の歳月が流れた。だが、日本社会の支配層、エリート層にはこの戦前から引き継いだ東アジアの隣国の人々に対する植民地主義的な差別意識が連綿と、かつ隠微に受け継がれている。北京の大学で教え、中国のメディアで活躍する朝鮮人の筆者は本稿で近隣諸国の人々が現代の日本社会に隠されている根強い差別意識を見抜いていることを厳しく指摘している。朝鮮総連が標的となっており、最近の象徴的問題として高校授業料無償化など教育面での財政支援から朝鮮学校を除外した日本政府の措置を世界人権宣言の侵害として糾弾した。これをどう受け止めるのか。拉致問題は言い訳にならない。“戦後日本の今”が問われている。(編集部)

原題:ザ・チョンリョン(総連):朝鮮人に対する日本の植民地主義型差別の継続

## ■今日の在日朝鮮人差別

世界規模でみればほんの一部の人々を除き、ほとんどの人たちは第2次大戦後60年以上にわたって日本に住む特定の朝鮮人グループに対して日本政府が引き続き、隠微な植民地的な差別を行っていることをまったく知らないように思える。

南朝鮮とその世界中に広がる800万人規模の海外コミュニティのいずれにおいても多くの朝鮮人自身が問題の経緯についてほとんど情報を持ち合わせていない。

また、実際、日本人も彼らの政府が引き続き朝鮮人、とりわけ日本に居住する“チョンリョン(総連、正式名称:在日朝鮮人総連合会)”と呼ばれる(1940年代と50年代には)約50万人を数えた在日朝鮮人に対する差別を続けていることを知らないでいる。

“チョンリョン(総連)”は日本全国に広がる組織で、自分たちの国籍を日本ではなく、朝鮮、特に北朝鮮とする、一貫して民族主義的な、言い換えれば、反帝国主義的で、自主決定できる、独立した朝鮮人組織である。

同様に、この差別の歴史は朝鮮民主主義人民共和国(注1)の約2500万人の国民にも適用できる。

だが、日本に居住する約75万人の人々にはより露骨に差別の矛先が向けられている。

## ■国連人権宣言の侵害

国連人権宣言の前文および30の条項の大半に従えば、在日朝鮮人に対する継続されつつも、隠蔽された人種差別を日本政府が止めようとしないうちは国連人権宣言への目にあまる侵害として非難されてもいいはずの事柄だった!

朝鮮総連に所属する人々の歴史を偏見なく観察し、客観的に読み取れる人々たちにとってみれば、日本の歴代政権による、人種差別を動機とする、法的に強制された、組織的・制度的な数々の差別政策は戦前の半世紀におよんだ朝鮮植民地支配のそれと類似したものである。

60年以上にわたり、日本の歴代政権は国連人権宣言の第

1、2、3、5、6、7、15、19そして20の各条項をとりわけ侵害し続けてきた。

## ■露骨な教育権をめぐる差別

しかしながら、より露骨に現出しているのが「教育を受ける権利」に関する第26条項の侵害である(注2)。

これらの基本的人権の侵害は極端に“高価な犠牲”を払うよう強いられてきた、数10万人の総連所属の朝鮮人たちを苦しめてきた。総連所属の在日朝鮮人は数世代にわたり、“帝国崩壊後の”、すなわち戦後の日本政府によって実行された差別政策の犠牲者である。

われわれが問題にしているのは総連所属の朝鮮人に向けられた徹底した差別である。

日本政府は朝鮮人の生徒を教育上の財政支援の授与対象から排除してしまった。援助は総連系列の朝鮮学校のみ除外して、日本にあるすべての学校に贈与されている。

再度強調すると、これは“教育を受ける権利”に関して、最も基本的人権のひとつを言語道断に侵害するものだ。

## ■総連系の人々が払った“高価な犠牲”

旧宗主国である日本は、1945年8月に帝国日本が崩壊するまで日本内地、帝国主義者が敗北していた戦場、三菱などの軍需工場、鉱山、“強制的に徴集された帝国軍朝鮮人兵士”あるいは“従軍慰安婦(軍の性奴隷)”として悪名高き“過酷な兵舎や淫売宿”へと強制連行したかつての被植民者に対し、戦後も繰り返し差別し続けてきた。

上で述べたように、世界の人々は日本が犯した凶悪な植民地主義的犯罪は、1945年8月に大日本帝国が解体し、半世紀以上も前に停止したと思いこんでしまっているようだ。

われわれは総連所属の在日朝鮮人らが支払いを強いられてきた“高価な犠牲”を理解しなければならない。それはほぼ半世紀前の朝鮮人に対してだけではなく、1930年代と40年代における多くの中国人やその他の東アジア地域の人々に対する帝国日本の植民地主義的な犯罪を構成している。

著者キヨル・チョンはthe 4th Mediaの編集長であり、同時に北京の清華大学ジャーナリズム・コミュニケーション学部の客員教授を務めている。さらに、CCTV-9の政治コメンテーターでもある。



## 脚注

(1)朝鮮民主主義人民共和国(Democratic People's Republic of Korea)の頭字語は“DPRK”でなければならない。しかし、これまで世界中の大半の人々が“北朝鮮”と呼んできた。南朝鮮とともに北朝鮮という名称は続いてきた朝鮮半島の分断を意味し、さらにその継続を暗示している。したがって、北のすべての人々、そして南の自決的な再統一を志向する

多くの人々はこれら分断的な名称を使わない。

(2)国連人権宣言の第26条項は以下のように記されている。

1・すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等および基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。

2・教育は、人格の完全な発展ならびに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種もしくは宗教的集団の相互理解、寛容および友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3・親は子供に授けるべき教育の種類を選択する優先的権利を有する。

訳者注:著者が本稿では「the UN Human Rights Decla

ration」と記しているため、これに忠実に「国連人権宣言」と訳した。しかし、正式名称は「人権に関する世界宣言 (Universal Declaration of Human Rights, UDHR)」であり、一般的には「世界人権宣言」と呼ばれている。著者が国連 (UN) と記述したのは、宣言が1948年12月10日の第3回国連総会で、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権に関してなされたためと思われる。

翻訳:加治康男(ジャーナリスト)

原文:2011年12月9日付 グローバルリサーチ  
The Chongryon: Japan's Continued Colonial-Style  
Discrimination against Koreans  
[http://www.globalresearch.ca/index.php?context=va  
&aid=28121](http://www.globalresearch.ca/index.php?context=va&aid=28121)